

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三菱HＣキャピタル株式会社		コード	8593
提出日	2025/5/23	異動（予定）日	2025/6/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	佐々木 百合	社外取締役	○													○		有
2	川村 佳世子	社外取締役	○										△					有
3	近藤 祥太	社外取締役																
4	中田 裕康	社外取締役	○													○		有
5	金子 裕子	社外取締役	○													○		有
6	斉藤 雅之	社外取締役	○										△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当無し	・国際金融等を研究する大学教授として国内外の金融に関する高度な知見を有しており、また、金融庁金融審議会委員として金融制度・資本市場など国内金融関係の重要事項に係る調査・審議に取り組んだ経験を有しています。さらに当社および大手金融機関の社外取締役として経営の監督を担っています。上記の知見や経験を活かし、独立社外取締役として取締役会の適切な意思決定および経営全般の監督に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としました。 業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、取締役会の適切な意思決定および経営全般の監督に貢献するとともに、ガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会の委員として経営の健全性と透明性・公正性向上に貢献することを期待しています。 ・独立性基準を満たし、また現在の地位および過去の経歴等から総合的に検討し、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いと判断したことから、独立役員に指定しています。
2	川村佳世子氏は、過去に日本アイ・ピー・エム株式会社の理事でしたが、同社と当社との間における2024年度の取引額は、同社および当社の連結売上高の1%未満です。	・日本アイ・ピー・エム株式会社において金融機関向けシステムエンジニアやアプリケーション開発の責任者を歴任、現在は日本テラデータ株式会社の執行役員として主にクライアント企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）サポートを担うなど、DXに関する経験と知見を有しています。また、日本アイ・ピー・エム株式会社の関係会社において非常勤役員として会社組織の運営を担った経験を有しています。上記の経験や知見を活かし、独立社外取締役として取締役会の適切な意思決定および経営全般の監督に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としました。 当社の重要施策の一つであるDX推進に向けた助言に加え、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、取締役会の適切な意思決定および経営全般の監督に貢献するとともに、ガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会の委員として経営の健全性と透明性・公正性向上に貢献することを期待しています。 ・独立性基準を満たし、また現在の地位および過去の経歴等から総合的に検討し、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いと判断したことから、独立役員に指定しています。
3	－	・三菱商事株式会社において米国での駐在経験を含め、天然ガスグループCEOオフィスの室長、経営企画部長を歴任し、現在はSLC（Smart-Life Creation）グループCEOの職にありです。同社での経営経験と国内外の事業に対する知見を活かし、実践的な視点により、社外取締役として取締役会の適切な意思決定および経営全般の監督に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としました。 近藤氏は当社の主要株主である三菱商事株式会社の常務執行役員を兼務しており、独立役員には指定していません。同社は当社の重要なビジネスパートナーであり、当社と協働する事業領域における責任者である同氏の助言を有効に活用することが、当社の企業価値向上につながり、少数株主を含むすべての株主利益の向上に資すると判断しています。 上記を踏まえ、取締役会の適切な意思決定および経営全般の監督に貢献するとともに、ガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会の委員として経営の健全性と透明性・公正性向上に貢献することを期待しています。 なお、当社取締役会において当社の利益と同社の利益が相反する議案が付議された場合は、その決議のみならず審議にも参加しないこととしており、近藤氏からは特定の株主ではなく当社のために取締役としての職務を遂行する旨の意思表示を受けています。
4	該当無し	・弁護士を経て大学教授を歴任するなど法律の専門家としての高度な知見を有しており、また、法務省法制審議会臨時委員として法務に関する調査・審議に取り組んだ経験等を有しています。上記の知見や経験を活かし、独立社外取締役として取締役会の適切な意思決定、経営全般の監督、および中立的・客観的な監査に貢献することが期待できると判断し、取締役（監査等委員）に選任しています。 業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、取締役会の適切な意思決定、経営全般の監督、および中立的・客観的な監査に貢献するとともに、ガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会の委員として経営の健全性と透明性・公正性向上に貢献することを期待しています。 ・独立性基準を満たし、また現在の地位および過去の経歴等から総合的に検討し、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いと判断したことから、独立役員に指定しています。
5	該当無し	・会計・監査・開示等を研究する大学教授や会計実務家としての経験を通して会計・監査等に関する高度な知見を有しており、また、金融庁企業会計審議会委員として会計・監査・内部統制制度の整備改善等に取り組んでいます。さらに大手監査法人のパートナーや上場企業の社外取締役、社外監査役を担うなど、組織の運営および経営の監督経験を有しています。上記の知見や経験を活かし、独立社外取締役として取締役会の適切な意思決定、経営全般の監督、および中立的・客観的な監査に貢献することが期待できると判断し、取締役（監査等委員）に選任しています。 業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、取締役会の適切な意思決定、経営全般の監督、および中立的・客観的な監査に貢献するとともに、ガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会の委員として経営の健全性と透明性・公正性向上に貢献することを期待しています。 ・独立性基準を満たし、また現在の地位および過去の経歴等から総合的に検討し、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いと判断したことから、独立役員に指定しています。
6	斉藤雅之氏は、過去にDIC株式会社の代表取締役副社長執行役員でしたが、同社と当社との間における2024年度の取引額は、同社および当社の連結売上高の1%未満です。	・DIC株式会社において経営企画部長、アジア地域統括会社社長、財務部長を経て、代表取締役副社長執行役員として社長を補佐、また、取締役会長としてグループ経営全般の監督を担った経験を有しています。上記の経験や当該経験に基づく知見を活かし、独立社外取締役として取締役会の適切な意思決定、経営全般の監督、および中立的・客観的な監査に貢献することが期待できると判断し、取締役（監査等委員）に選任しています。 業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、取締役会の適切な意思決定、経営全般の監督、および中立的・客観的な監査に貢献するとともに、ガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会の委員として経営の健全性と透明性・公正性向上に貢献することを期待しています。 ・独立性基準を満たし、また現在の地位および過去の経歴等から総合的に検討し、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いと判断したことから、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

■社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を充足することを前提に、本人の現在および過去3事業年度における以下(1)～(6)の該当の有無を確認し、そのうえで、客観的・実質的に独立性を有すると評価できるか否かを多面的に検討し判断しています。

(1) 当社の主要株主（総議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者（※1）

(2) 当社の定める基準を超える借入先（※2）の業務執行者

(3) 当社の定める基準を超える取引先（※3）の業務執行者

(4) 当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者

(5) 当社の会計監査人の代表社員または社員

(6) 当社より、一定額を超える寄附（※4）を受けた団体に属する者

(※1) 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役および執行役員その他の使用人等をいう。

(※2) 当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。

(※3) 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社または取引先の連結売上高の2%を超える取引先をいう。

(※4) 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいう。

なお、上記(1)～(6)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物を独立役員に指定する特段の事情があり、かつ実質的に独立性を有すると判断でき、独立役員として東京証券取引所など国内の金融商品取引所に届け出るときは、当該届出および選任議案に係る株主総会参考書類等にその理由を説明・開示します。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。